

第4回嘉麻市農業委員会総会（令和6年4月10日）

事務局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。

本日の出欠状況をご報告いたします。

在任委員15名中、欠席者3番嶋田委員であり過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い、本総会は成立しておりますのでご報告いたします。

事務局 本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送しておりました令和6年第4回嘉麻市農業委員会総会議案書、同資料と本日お配りしております嘉麻市農業委員会互助会積立金残高計算書（令和5年度）の3点です。ご確認をお願いいたします。

それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。

副会長 只今より、令和6年第4回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局 続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。

会場 【農業委員会憲章朗読】

事務局 ご着席下さい。それでは、会長挨拶をお願いいたします。

会長 【会長挨拶】

事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ありませんか？

会場 【異議なしの声】

議長 署名委員につきましては、12番 井手委員と13番 中村委員をお願いします。

議長 それでは、議事に入ります。

議案第16号を議題といたします。

事務局に説明をお願いします。

事務局 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。

令和6年4月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 今月は、農地法第3条関係におきまして、1件の申請が出ております。
それでは、2ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇-〇 外2筆 地目：田 地積：649 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (33)

申請人譲渡人：〇〇市〇〇 〇〇〇〇番地〇〇〇 〇〇 〇〇 (55)

譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得する
ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3
条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、
ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1ページに位置図、2ページ
に申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号1番について、地区担当：花岡推進委員に説明をお願いいたします。

花岡推進委員 この案件につきましては、贈与ということで地元として今回の案件に関しては特に問題
ないと思っておりますのでご審議かたよろしくをお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号1番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで推進委員の退席をお願いいたします。

議長 続きまして、議案第17号を議題といたします。
番号13番について武田委員、15番について松尾委員、16番について田子森委員が

「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により武田委員、松尾委員、田子森委員の退席をお願いいたします。

事務局 それでは、3 ページをお願いいたします。
議案第 17 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。
令和 6 年 4 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。
それでは 4～11 ページをお願いいたします。

(1) 利用権設定が新規 20 件 59 筆 113,856 m²
更新 15 件 36 筆 61,903.93 m² 計 35 件 95 筆 175,759.93 m²
所有権移転が 1 件 4 筆 9,507 m²
利用権設定（中間管理事業）が 3 件 9 筆 16,206 m²

事務局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんがご審議
よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか？

井手委員 分からない点がございまして、賃貸借権設定、使用貸借権設定というものの違いについてお聞きしたいのですが。

事務局 賃貸借権設定というのは貸し借りによって、なんらかの賃金や物納が発生するものでありまして、使用貸借権設定というのは無償となっております。

議長 他にご質問はございませんか。

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思いを
ここで武田委員、松尾委員、田子森委員の入室をお願いいたします。

続きまして、議案第 18 号を議題といたします。

山崎委員が「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により山崎委員の退席をお願いいたします。

事務局

それでは、12 ページをお願いいたします。

議案第 18 号 農用地利用配分計画（案）について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見が求められているため審議に付する。

令和 6 年 4 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。

それでは 13 ページをお願いいたします。

(1) 利用権設定（中間管理事業）2 件 9 筆 16,206 m²

こちらは、先ほどの農用地利用集積計画（案）にありました 11 ページの中間管理事業の案件でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長

長 本案について、ご質問はございませんか？

会場

【なしの声】

議長

長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。

本案については意見を求められている案件ですので異議なしということでよろしいでしょうか。

会場

【異議なし】

議長

長 本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思います。

山崎委員の入室をお願いいたします。

続きまして、通知第 4 号を議題といたします。

事務局

それでは、14 ページをお願いいたします。

通知第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。

令和 6 年 4 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は 4 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております 15 ~16 ページに報告書を添付しております。以上でございます

議長 本件は報告のみでございます。

続きまして、会議次第5番、報告事項を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 公共事業に関する農地の一時使用報告書について福岡県飯塚県土整備事務所長より届出が1件あっております。
それでは17ページをお願いいたします。
国道211号線及び農業用水路の兼用護岸の崩壊による復旧工事を行うため令和6年3月4日から5月31日までの89日間、仮設道路及び仮設ヤードとして〇〇 〇〇〇〇番の田 589 m²を一時使用する旨、飯塚県土整備事務所長より届け出がっております。資料3ページから5ページに關係資料を添付しております。以上でございます。

議長 最後に、会議次第6番、その他に入らせていただきます。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本日、委員の皆様へ令和5年度の互助会報告書をお配りしております。
令和6年4月9日に会計監査を実施しておりますので、山田委員に報告をお願いいたします。

山田委員 農業委員会互助会費の会計をさせていただいている山田です。先日監査させていただきました。本日お手元の資料にある支出のとおり通帳と相違ないことを確認しましたのでここでご報告させていただきます。

事務局 次に、次回総会の日程についてでございますが、会場の関係上、5月13日(月)10:30からとなっておりますので、ご注意いただき、日程の調整方よろしくお願いたします。以上でございます。

議長 委員さんの方からは、他に何かございますか？

会場 【なしの声あり】

議長 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副会長 これにて、本日の農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

12 番委員

13 番委員
